平成２６年度第２回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会の概要

資料11－２

１　平成２６年度第２回リサイクル製品認定部会の審議結果について

・リサイクル製品認定部会の開催

　平成２７年１月１５日付けで知事から諮問のあった別紙のリサイクル製品６９製品について、平成２７年２月１３日にリサイクル製品認定部会を開催し、認定基準への適合状況等について調査審議を行った。

・審議対象リサイクル製品の内訳

　今回初めて認定申請するものが１製品、認定期間（３年）満了に伴い再申請等するものが６８製品であり、製品の種類は、エコマーク商品、再生材料を使用したプラスチック製品、タイルブロック、再生舗装材、紙等の事務用品、ガラス製品及び工業用繊維であった。

・審議の結果

　　諮問のあった別紙のリサイクル製品６９製品（１３事業者）について、認定することが適当と認められた。

２　リサイクル製品の現況について

認定状況　２７６製品（61事業者）〔平成２７年３月１日現在〕

＜参考＞

○大阪府循環型社会形成推進条例　抜粋

(再生品の認定及び普及)

第12条　知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

○大阪府リサイクル製品認定制度について

対象：府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートがら等）を使用して国内で

製造した製品

　　　・申請手数料･･･１申請につき18,000円

認定：６、11月の年２回募集し、10月１日、３月１日付けで認定。認定期間３年間。

基準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

（循環資源の配合率、環境等への配慮、JIS規格等への適合など）